

顔の見える関係づくりから 災害時の助け合いへ



発行年月 平成25年3月

発 行 濑谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

TEL 045 - 367 - 5702 FAX 045 - 365 - 5718

問い合わせ 濑谷区総務課 福祉保健課 高齢障害支援課

平成 25 年

瀬谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会

目 次

はじめに……02

序章 2つの方向性と7つの視点……03

第1章 互いに見守り、支え合うことから始めましょう……04

- 近所でおこる身近な諸問題の解決のためには地域で気づくことが重要です
- 救助された人の多くは家族・隣近所に助けられた人たちです
- 誰もが支援を必要とする状況になり得ます
- 自分の身は自分で守りましょう
- お互いに助け合いましょう

第2章 地域の現状と役割……06

- I 自治会町内会の役割
- II 連合自治会町内会の役割
- III 地区社会福祉協議会の役割
- IV 民生委員・児童委員の役割

第3章 行政等の役割……08

- 地区支援チームが地域の取組について支援や助言を行います
- I 区役所の役割
 - II 区社会福祉協議会の役割
 - III 地域ケアプラザの役割

第4章 取組の全体像……10

- 自治会町内会が中心となって進めます
- I まずは取組の体制づくりを
 - II 地域に合った取組手法
 - III 顔の見える関係づくり
 - IV 情報の収集と共有

さいごに……11

■Q&A集

序章 取組のヒント……12

第1章 見守り編……14

- Q1 何だか難しい取組のように感じますが、何から始めたらよいですか？ Q2 見守りとは何ですか？ Q3 顔の見える関係を作るためには、どのような取組が必要ですか？ Q4 見守りと防災は、どのように関係があるのですか？ Q5 災害時に支援が必要な人とは、どのような人ですか？ Q6 災害時に役立てるためには、どのような視点で見守ればよいですか？ Q7 元気な人の情報は必要ありませんか？

第2章 体制づくり編……16

- Q8 日頃の見守りを防災につなげるためには、どのように取り組めばよいですか？ Q9 組織的な見守りに取り組むためには、どのように進めたらよいですか？ Q10 自治会町内会で見守りに取り

組むための体制は、どのようなものがよいでしょう？ Q11 組織的な見守りは、どの程度の範囲で取り組めばよいですか？ Q12 見守りは民生委員・児童委員が担当なので、自治会町内会はやらなくともよいのですか？

第3章 情報取扱編……18

- Q13 見守りに必要な情報は、どのように収集したらよいですか？ Q14 横浜市から民生委員・児童委員などに提供されている情報とは、どのようなものですか？ Q15 民生委員・児童委員には守秘義務がありますが、災害時に支援が必要な人などの情報を地域と共有できますか？ Q16 個人情報を保護することは重要ですが、地域の中で情報共有する場合には、どのような注意が必要ですか？ Q17 本人の同意を得ていない情報は、災害時でも使えませんか？ Q18 集めた情報はどのような方法で管理したらよいですか？ Q19 カードを作成したら、どのように収集・保管したらよいですか？ Q20 情報はどの程度の頻度で更新する必要がありますか？

第4章 日頃の準備編……21

- Q21 日頃から、どのような準備をすればよいですか？ Q22 民生委員・児童委員は、日頃からどのような準備をすればよいですか？ Q23 災害時に支援が必要になる人や家族は、日頃からどのような準備をする必要がありますか？ Q24 「まち歩き」や「マップづくり」もやりたいのですが… Q25 区役所は、どのようなサポートをしてくれますか？ Q26 災害時の支援の仕組みづくり以外の防災活動を進めたいのですが…

第5章 災害時の活動編……24

- Q27 大震災などの災害時には、どのように行動すればよいですか？ Q28 安否確認に行き、家具の下敷きになって動けなくなったりなど、救助が必要な人を発見した時はどうしたらよいですか？ Q29 障害がある人や高齢者など、自力で集まれない人は、どうしたらよいですか？ Q30 安否確認や救助活動の後はどうどのように行動すればよいですか？ Q31 民生委員・児童委員は、災害時にどのような行動をすればよいですか？ Q32 障害のある人には、災害時にどのような配慮が必要ですか？

第6章 その他……26

- Q33 まちの防災知恵袋事業では、横浜市と協定を締結しましたが、今回は締結しないのですか？ Q34 すでに結んだ協定はどうなるのですか？ Q35 まちの防災知恵袋の取組で集め地域防災拠点に保管してある支えあいカード等の個人情報を新しい取組に活かすことができますか？ Q36 自助・共助や訓練のことなど、防災全般の取組を教えてください Q37 特別避難場所について教えてください Q38 コミュニケーションボードについて教えてください Q39 「黄色と緑のバンダナ」の役割について教えてください

■事例紹介「減災新聞 まち・ひと備える」(神奈川新聞)……28

- I 瀬谷第二地区連合自治会
- II 南台さくら会 III 谷戸自治会
- IV 瀬谷第四地区連合自治会 V 細谷戸連合町内会
- VI 日向山小防災拠点運営委員会 VII 宮沢地区民児協
- VIII せや福祉ホーム IX 障害児親の会「ほっぺ」
- X 地域の見守り・防災体制等検討委員会 1 XI 地域の見守り・防災体制等検討委員会 2

■参考資料……34

- 自治会町内会と民生委員・児童委員による個人情報の取扱いについて
- よこはま地震防災市民憲章
- ご存知ですか？地域の見守り活動例・「さりげない見守り」3つのポイント
- 地域で使われているカード

はじめに

国土の広い範囲に甚大な被害を及ぼした東日本大震災を経験し、わたしたちは災害に対する備えを充実させることの必要性を強く感じています。

自分の命を守るために災害の発生に備えておくこと（自助）は当然大切ですが、災害が発生した場合に自力で避難が出来ない方々の避難支援（共助）の取組の重要性がクローズアップされました。

瀬谷区でも地域と行政で地域での見守りや災害時の避難支援について様々な取組を進めてきましたが、「それぞれの取組ごとに市・区役所の担当課が情報提供や支援を行っているため、内容が類似していたり、対象者が重なっており、地域にとっては無駄が多くやりにくい。」と感じてきました。

そこで、瀬谷区で取り組んできた見守りに関連する各事業（まちの防災知恵袋事業、災害時要援護者避難支援事業、気づきのキャッチ・見守りのリレー事業、一人暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業）について、わたしたち地域の関係機関の代表者と区役所で地域の見守り・防災体制等検討委員会を立ち上げて、日頃の見守り活動と災害時の避難支援を連携させるという観点から課題を整理し、それぞれの事業を一本化して地域が取り組みやすいものとなるよう議論を重ね、冊子としてまとめました。

この手引書は日頃の見守りを災害時の助け合いに結び付け、支え合いの取組を進めるために必要な方向性や視点を中心に構成し、後半のQ A集、事例集では具体的な手法を例示しています。それぞれの地域にふさわしい形で取り組んでください。

また、この手引書は完成品ではなく、今後みなさんを取り組まれる活動内容等もQ Aや事例集に取り込み、この手引きをより活用しやすいもの更新していくたいと考えています。

はじめに

序章

序章 2つの方向性と7つの視点

延べ8回に亘る検討委員会では、地域で行う日頃の見守りを災害時の助け合いに結びつける、支え合いの取組を進めるために必要な方向性を2つ、取組を進めるうえでの大切な視点を7つ確認しました。

方向性

- ① 地域で積極的に日頃の見守り活動に取り組み、顔の見える関係づくりを進め、災害発生時ににおける助け合い・支え合いで一体的に取り組むこと。
- ② この取組は、誰かに頼む、誰かがやってくれるのではなく、自分たち自身が進めるものであること

大切な視点

- ① 自治会町内会が、民生委員・児童委員等の地域の担い手と連携・協力して進めていくこと。
- ② 日頃の見守り活動の範囲は、班、組といった顔の見える関係がつくりやすい小さな単位が適当であること。
- ③ 隣近所や同じフロア、階段通路の住民同士など、お互いに顔見知りとなることから始めるここと。
- ④ 本人の同意を得た個人情報は取扱いのルールを定めることにより、共有することが可能であること。
- ⑤ 高齢者、障害者、乳幼児、子どもなど様々な対象者の視線で取組を進めること。
- ⑥ 災害発生時には、自分を含むだれもが支援が必要となり得ることを想定すること。
- ⑦ 地区連合町内会と地区社会福祉協議会は広域的な視点で自治会町内会と民生委員・児童委員の連携した取組を積極的に支援すること。

この冊子では、これらの方向性と視点を踏まえて、これまでの活動の成果を活かしながら、さらに充実した取組を進めていくため、地域で取り組む皆さんの視線でまとめました。前半は地域の見守りについての解説編、後半は同Q & A集、事例紹介集となっています。

第1章 互いに見守り、支え合うことから始めましょう

■近所でおこる身近な諸問題の解決のためには地域で気づくことが重要です

少子高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者の増加、孤立死、虐待（高齢者・障害者・児童）、DV（ドメスティックバイオレンス）、いじめなど様々な社会的課題がクローズアップされています。このような課題の解決のためには、地域の中で早めに問題に気づくことが、有効な予防策となります。

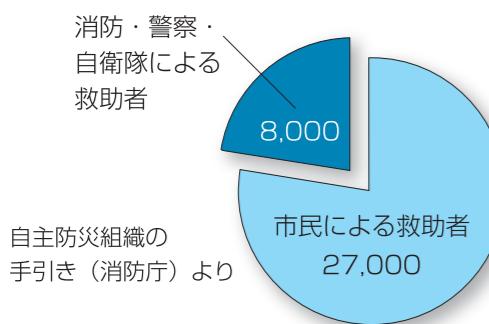
特に住民の多くが加入している自治会町内会と地域の福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動をうまく連携させることで、地域での支え合いをより効果的に進めていくことが可能となります。

■救助された人の多くは家族・隣近所に助けられた人たちです

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の下敷きになって自力脱出できなかった人のうち、約8割は家族や隣近所によって救助されました。残りの2割の方は、消防・警察・自衛隊によって救助されました。

このように災害発生直後には家族や隣近所による救助活動が有効です。

阪神・淡路大震災における救助者数の対比



■誰もが支援を必要とする状況になり得ます

災害はその発生時期（時間・季節等）、種類（地震・風水害等）、規模、それに伴う被害（浸水、がけ崩れ、水道、鉄道、通信等ライフラインの被害、家屋被害）等により事前の想定を超えた



事態が起こり得ます。

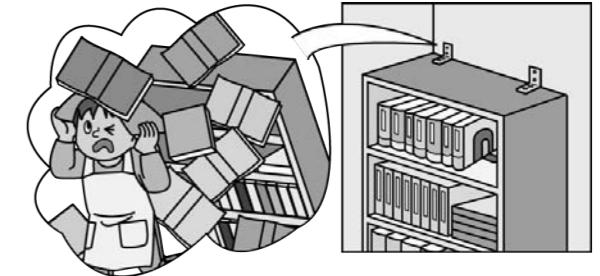
災害の規模等によっては高齢者、障害者、子ども等の支援が必要な人のほか家屋倒壊等による負傷などにより地域の住民全体に支援の範囲が拡大していくことも想定されます。

大切な視点 ⑤ ⑥

このように、災害発生時には、自らが負傷したり、家屋を失ったり、誰もが支援を必要とする状況になる可能性があり、地域での助け合いが必要となります。地域での助け合いを円滑に行うためには、日頃からお互いさまの関係を築いておく必要があります。

■自分の身は自分で守りましょう（自助）

万一の災害発生に備え、家具の転倒防止や耐震補強、最低限の食糧確保や生活用品の備蓄等、自分の命は自分で守ること（自助）が一番大切です。行政の支援はすぐには届きませんし、地域の助け合いも、まずは自身の安全を確保してからです。しっかり備えて自分や家族の命を守りましょう。



■お互いに助け合いましょう（共助）

普段から顔を合わせている地域や隣近所の方々が集まって、協力し合いながら見守りや防災活動に取り組むこと（共助）が重要となります。そのためにも日頃から地域で顔の見える関係づくりなどのコミュニティの醸成、そして支え合いの体制づくりが大切な要素となります。

隣近所の顔の見える関係づくりにより、地域でのさりげない見守りを日常的に行なうことが、災害時に支援が必要となる人への一番の対策といえます。

日頃から顔の見える関係が保たれていると災害時の避難支援が有効かつ円滑に行えます。



第2章 地域の現状と役割

身近な自治会町内会が中心となって日頃から見守り活動や防災の活動に取り組むことで、災害時に隣近所で助け合うことができます。



方向性 1

I 自治会町内会の役割

●自治会町内会は地域の共助の組織です

自治会町内会は、身近な地域住民組織として長い歴史を持った、住民の信任を得ている共助の組織です。従来からコミュニティづくり、防災、防犯、環境美化、親睦活動などに主体的に取り組んできました。防災の取組としては、支えあいカード等の住民からの情報、行政から提供される情報をもとに、日頃から災害発生に備えて、民生委員・児童委員等と連携し、見守り活動なども行ってきました。

地震等の災害による被害予防や、減災活動を効果的、有効的に行うためにも、日頃からの見守りに取り組み、顔の見える関係をつくったり、災害が起きた時にまず近所で集まる「いっとき避難場所」の指定や安否確認の仕組みをつくるなど、それぞれの地域にあった方法で見守りや助け合いを進める主体となります。



方向性 1 大切な視点 1

II 連合自治会町内会の役割

●連合自治会町内会は自治会町内会の支援をします

各単位自治会町内会長が中心となって運営されている連合町内会では、地域での取組の情報交換等を行うほか、地域の推進役として

- ①区役所との情報交換
- ②単位自治会町内会の取組へのアドバイスや連絡調整等の窓口
- ③単位自治会町内会では実施が困難な取組（例えば、障害や認知症等に関する意識啓発や冊子作成、交流イベントやフォーラム等の開催、先進事例学習会・勉強会の開催等）を広域的に実施し、連合内の自治会町内会を支援します。



III 地区社会福祉協議会の役割

●地区社会福祉協議会は連合自治会町内会と連携し福祉保健活動を行います

地区社会福祉協議会は、地区毎に構成メンバーや活動内容は異なりますが、地域での福祉保健活動に携わる中心的な団体として、瀬谷区地域福祉保健計画・地区別計画を推進するため、連合自治会町内会や各関係機関と連携して、地域の実情に合った様々な活動を行っています。

また、「気づきのキャッチ・見守りのリレー事業」の中心的な役割を担い、高齢者等への見守りや支えあい活動、サロン活動等の実施や支援を行っています。こういった日頃の顔の見える関係づくりから、今後、災害時に支援が必要な人への支援につながるような取組が求められています。



大切な視点 7

IV 民生委員・児童委員の役割

●民生委員・児童委員は地域の方々の身近な相談相手です

民生委員・児童委員は、高齢者世帯等への訪問・見守り、子育てサロン活動や日頃から声掛けを通じた見守り活動などをを行い、必要に応じて関係機関につなぐ等地域の方々の身近な相談相手として活動しています。そのような職務の性質上、民生委員・児童委員には民生委員法で守秘義務が課せられています。

民生委員・児童委員は1人あたり多くの世帯を受け持つておらず、日頃の活動もかなり繁忙となっています。そのため、自治会町内会との連携・協力が欠かせません。



大切な視点 1



第3章 行政等の役割

- 地区支援チームが地域の取組について支援や助言を行います

I 区役所の役割

区役所では、防災計画・地域福祉保健計画等の企画・立案やその計画等に基づいて各事業を推進しています。

また瀬谷区では区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザからなる地区支援チームを編成し、地域での顔の見える関係づくりから始め、日頃の見守りや防災のためなどの体制づくりやルールづくりに対する支援や助言を行っています。

II 区社会福祉協議会の役割

区社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて設置されている団体であり、もっとも身近な地域で活動している団体です。

緩やかな見守りとして地域の方々が行う配食・会食サービス、サロン活動、防災グッズ配布などの取組を継続的に行うことができるよう企画段階からの支援や補助金交付等の支援を行っています。

また、日頃の見守りが必要な方々の防災訓練や避難場所設置訓練などへ参加支援を行うなどして、災害時のための顔の見える関係づくりの支援をしていきます。

さらに災害ボランティアネットワークの事務局として、発災時に必要なボランティアの要請に応えられるように、ネットワークメンバーの活動を地域に繋げていきます。

III 地域ケアプラザの役割

担当エリア地区で取り組まれる日頃の見守り活動の立ち上げやその活動を継続的に支援するために、活動を担う方々の一番身近な相談場所となっています。

また、地域の方々の話し合いの場に参加し、必要な支援を積極的に把握するよう取り組んでいきます。

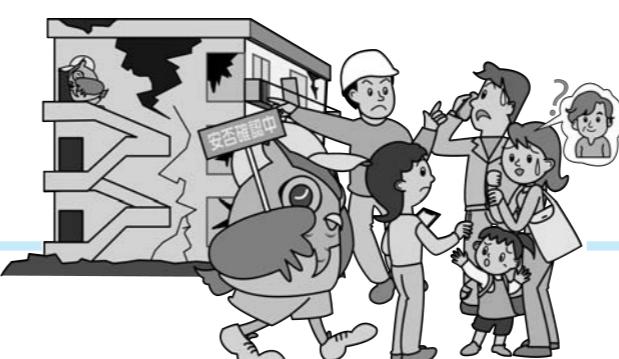
自治会町内会や民生委員・児童委員等からの相談へ対応するとともに、地域包括支援センターで受け付ける個別の相談や、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の方々の見守りの取組につなげます。

●発災時の流れ

災害が発生したらとにかく安全な場所へ避難しましょう。避難ルート、いっとき避難場所等指定された場所へ、すみやかに移動。



地域と行政の役割		
	地域が担うこと	行政が担うこと
日常の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動、声かけ運動などによる隣近所の関係づくり ●見守りによる支援が必要な方の状況把握 ●必要に応じた関係機関（民生委員・児童委員、行政、学校、施設）へのつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ●見守りについての情報提供 ●地区支援チームによる地域の取組への助言・支援
日常の防災	<ul style="list-style-type: none"> ●避難ルート、いっとき避難場所の指定など避難プランの検討 ●町の危険情報や資源を把握 ●災害時に支援が必要となる人の把握 ●災害時の安否確認や情報伝達、助け合い等の仕組みの構築 ●防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災拠点等、各種防災施策の実施 ●地域において個人情報を共有するための留意点等のアドバイス ●参考となる取組事例紹介 ●地区支援チーム等による地域の取組への支援
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ●いっとき避難場所での安否確認 ●災害時に支援が必要な人に対する助け合いの実施 ●必要に応じ避難所への避難支援 ●地域防災拠点の運営 ●必要に応じて地域防災拠点への避難を支援 ●安否確認や避難状況等について、行政に情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●物資供給、道路再開、医療支援等災害時の各種行政サービスの提供 ●各種災害関係の情報収集及び提供 ●要援護者の安全確保や状況調査



状況が落ち着いたら安否確認。周りの方々を確認しましょう。



第4章 取組の全体像

●自治会町内会が中心となって進めます



大切な視点 ①

この取組は、地域住民組織である自治会町内会が中心となり、地域にある情報等を活用することによって、日頃の見守りや支え合いを進め、万一、災害が発生した時の助け合いにつなげるというものです。日頃から地域でのコミュニケーションを円滑にすることによってご近所による「顔の見える関係」を築き、支え合い、助け合う関係づくりを目的とするものです。

I まずは取組の体制づくりを

はじめに取組の体制づくりを始めます。取組の主体となる関係者（自治会町内会の役員、民生委員・児童委員等）が集まり、「顔の見える関係」づくりのために「どのように」取り組んでいくかを検討していきます。体制づくりの具体的な手法については「Q & A集」で紹介しています。

II 地域に合った取組手法

一言で「顔の見える関係」、「支え合う・助け合う」と言っても、その手法は多くの方法があるので、Q & Aを参考として、地域にあった取組手法を取り入れてください。

III 顔の見える関係づくり

「顔の見える関係」を築き、取組をさらに進めることで、密接な地域コミュニケーションを築けます。詳しくは「Q & A集」で紹介しています。

IV 情報の収集と共有

「顔の見える関係」づくりを進めるうえでは、日頃の見守りが必要な人や災害時に支援が必要となる人の情報を共有することが重要となります。地域でこれらの情報を収集し、Iで検討した体制の中で共有することで、日頃の見守りや支え合い、助け合いを進め、災害発生時の支援に役立てます。情報収集や共有の方法については「事例紹介・Q & A集」で紹介しています。



さいごに

地域のさまざまな関係者が共助の取組として見守りを進め、「誰かに頼む、誰かがやってくれる」のではなく自分たちで進めるということで、さらにお互いがお互いを見守る、「見守り合い」へと発展させることで、「顔の見える」いっそう豊かで安心できる地域づくりへと繋げることができます。



方向性 ②

既に区内では気軽にあいさつし合う「あいさつ運動」等から始めている地域もあります。こういった「顔の見える関係」づくりの取組を継続することにより地域の輪が広がります。地域の皆さんによるさりげない見守りの取組によって、社会問題化している、孤立死、児童虐待、いじめ、自殺などといった地域の出来事に対して気づき合い、地域で未然に防いだりすることができます。さらに、災害発生時の助け合いを円滑に行うことができる等、地域での見守り・見守り合いという「お互いさま」というよい関係づくりが進みます。



大切な視点 ③



Q & A集

序章 取組のヒント

今回の手引きで初めて「見守り」という言葉に触れたAさんと、「見守り」に詳しいせやまるの会話です。皆さんの取組へのヒントが隠されているかもしれませんので、少しだけ紹介します。



ご近所と会えば挨拶くらいしてはるけど、急に「顔の見える関係」とか「見守り」とか言われても、正直困っちゃうよ。

Aさん



いきなり全部やろうとすると難しいんだよ。少しずつ、やれることからやればいいんだよ。

Q1 参照



同じ年ごろの子どもがいるとか、何かとっかかりがあればよいんだけどな。



自治会町内会がやっている行事とかに参加するというのもあるよ。自治会町内会では、クイズ形式の「防災運動会」とかやってて楽しいよ。そういえば、Aさんのところの町内会は、隣近所とバーベキューとかお茶会とかやると、何か助成してくれるよ。今度、お隣を誘ってやってみたら？

Q3 参照



ウチは団地だから、隣近所とか言っても下のお家くらいで、なかなか上のお家には行かないからなあ。



団地だったら、階段ごとに見守りをすればいいかもね。友達の住んでいる団地では「階段委員」っていうのが見守りをしているよ。



今回の手引書には「班単位で見守る」方法と「自治会全体で見守る」方法が書いてあるから、他の方法でやったらダメなんじゃないの？



この手引書には「いろんな事例」が示されているだけで、「無理なく続けていけることがポイント」と書かれてあるよ。見守りをする範囲や情報を集める人、活用の方法も含めて、それぞれの地域にあったやり方で進めていいんだよ。

Q10・11 参照



「見守る」って簡単に言うけどさ、引っ越ししてきた人とか表札に名前が書いてない家もあったりしてさ、声をかけてよいものかも分からんよ。



新しく引っ越してきた人には、なるべく早く声をかけるのもコツだよ。声をかけそびれた人でも、防災月間とか、声をかけやすい時期だったら、名前や世帯構成を尋ねることがしやすいかもね。



名前と世帯構成が分かっても、何かあったときの時間帯によっては、隣近所だけじゃ人手が足りないこともあるよね。例えば、ウチの下のお家には足の不自由なおじいさんがいるけど、避難のお手伝いには人手が必要だよ。



災害時に支援が必要な人を手伝ってくれる「支援者」を自治会町内会で募集しているところもあるよ。支援が必要な人を想定した避難訓練をしたり、車椅子を用意したりしている自治会町内会もあるよ。



とてもいい取組だと思うけど、ウチの自治会町内会では、まだしてないみたいだなあ。誰かが後ろ盾になってくれると、支援もしやすいのにね。



取組方とかで困っている自治会町内会には、連合自治会がフォローしているよ。区役所も積極的に関わっているみたいだから、色々な人達に相談してみるといいよ。

Q25 参照



「支援が必要な人を想定した避難訓練」って、どんなことをやってるの？



例えば「避難行動に支援が必要な人」と「情報伝達に支援が必要な人」に分けて、支援者の役割分担をして、実際の動きを想定した訓練をしてみるんだよ。班など、実際に安否確認や避難行動する単位で訓練をしている自治会町内会もあるよ。

Q26 参照



避難訓練に限らず、「支援が必要な人」と「支援ができる人」が実際に「顔を合わせておく」ことは大事だね。お茶を飲んだり食事をしたり、どんな形でもいいからさ。



「顔の見える関係」が少しずつ理解できてきたみたいね。この取組には決まった形はないよ。災害があったときに隣近所が助け合い、少しでも被害を減らせるような関係づくりが大切なんだよ。

※この会話は、「災害時要援護者対応に関する市内の取り組み状況報告書」（横浜市社会福祉協議会、2008年7月）、「災害時要援護者の避難対策事例集」（災害時要援護者の避難対策に関する検討会、平成22年3月）、瀬谷区「地区支援チーム」ヒアリング結果を参考に再構成しました。

第1章 見守り編



ポイント

普段から顔の見えるご近所付き合いをして、世帯の構成やお身体の具合などが分かり合える関係を築きましょう。いざというときの助け合いが円滑に進みます。

Q1 何だか難しい取組のように感じますが、何から始めたらよいですか？

ご近所に住んでいる人達を知ることから始めましょう。

向こう三軒両隣の方の名前を知っていますか。自宅から一番近い10軒位ではどうですか。マンションであれば同じフロア、アパートであれば1棟、団地であれば同じ階段の利用者ではどうですか。では、名前を知っていて、家族構成まで知っている家はどれくらいありますか。

まずは、ご近所が知り合い、日頃から見守り合える関係になることです。そして、災害があつたときに助け合い、少しでも被害を減らせるような地域づくりを目指しましょう。

Q2 見守りとは何ですか？

表現を変えれば、「気にかける」ことを「継続する」ということです。

挨拶を交わすときやサロンなどで顔を合わせるときに、何となく気にかけます。

そして、何か変わったこと、例えば「身体の動きが鈍くなった」「郵便物がたまっている」「子どもの泣き声が絶えない」「雨戸が閉めたまま」といったことに気づいたら、もう少し目配りを細かくしたり、自治会町内会の役員や民生委員・児童委員、地域ケアプラザ、区役所等につなぐことなどをします。

変化に気づくためには、普段の様子を知っている必要があります。

したがって、「見守り」には、まず、お互いが「顔の見える関係」であることが必要となります。

Q3 「顔の見える関係」を作るためには、どのような取組が必要ですか？

例えば、気軽に挨拶し合う「あいさつ運動」から始めている地域もあります。

お互いが顔を見て挨拶をし続けることにより、少しずつ会話を交わす関係となり、普段の様子を知り合う仲、すなわち「顔の見える関係」に近づいていくのではないでしょうか。

Q4 見守りと防災は、どのように関係があるのですか？

「顔の見える関係」や見守りの中で見聞きした情報を組み合わせることで、災害時の安否確認や、支援が必要な人の避難誘導などに役立てることができます。

Q5 災害時に支援が必要な人とは、どのような人ですか？

要介護の高齢者や障害者、疾病がある人、妊産婦、乳幼児、外国人などは、災害から身を守るために行動をとったり避難したりする際に、他者による支援が必要となる場合があります。

＜災害時に支援が必要となる人の例＞

- ひとり暮らし高齢者等 地域との繋がりが薄い場合、避難情報などの伝達が遅れることがあります。
- 要介護高齢者（寝たきり） 自力で移動できません。
- 認知症高齢者 自分の状況を伝えたり、自分で判断して行動したりすることができない場合があります。
- 視覚障害者 視覚による判断ができない場合や、置かれた状況が分からなかったり、他の人がとっている身を守るために行動が分からなかったりすることが多くあります。
- 聴覚障害者 音声による避難誘導のアナウンスが認識できません。
- 言語障害者 自分の状況等を伝えるために、音声による会話をすることが困難です。
- 肢体不自由者 自力歩行や素早い避難行動ができない場合が多いです。
- 内部障害者 助器具や薬の投与、通院による治療がないと、避難生活を送れません。
- 知的障害者 緊急の認識が不十分な場合や、精神的な動搖により自分の状況を説明できない人もいます。
- 精神障害者 症状をコントロールするために適切な治療と服薬が必要となります。
- 乳幼児や児童 年齢が低いほど、支援が必要です。保護者が被災したり、帰宅困難になったりする場合もあります。
- 妊産婦 素早い避難行動ができない場合が多いです。精神的な動搖により、状態が急変することもあります。
- 外国人 日本語での会話が十分にできない場合があります。特に、災害時にしか使わない言葉は理解できないことが多いです。

Q6 災害時に役立てるためには、どのような視点で見守るとよいですか？

災害時に支援が必要な人の安否確認や避難誘導をする際には、お身体の状態なども分かっていると役に立つでしょう。災害時に支援が必要になると思われる人がご近所に住んでいたら、その人を安否確認したり避難誘導したりするために何が必要か、具体的に想像しながら見守ってあげてください。



Q5 参照

Q7 元気な人の情報は必要ありませんか？

災害時には、誰もが支援が必要となる可能性があります。安否確認の際は、元気な人も含めた世帯の状況も役に立ちます。

また、いざというときに頼りになる人の情報として、持っている資格・特技（看護師、ヘルパー、管工事技術者、大工、無線技師等）なども、有益な情報となります。

第2章 体制づくり編



ポイント

自治会町内会が中心となって、日頃の見守りと防災の取組を一体的に進めましょう。無理なく続けていける範囲で取り組むことがポイントです。

Q8 日頃の見守りを防災につなげるためには、どのように取り組めばよいですか？

日頃の見守りは、個々の心がけで誰にでもできるものですが、災害時における安否確認や避難誘導に役立つものにするためには、自治会町内会が中心となり、組織的に取り組む必要があります。

日頃の見守りで得た情報に基づいて、自治会町内会として災害時にどのような動きをするかを予め決めておくことで、いざというときの安否確認や避難支援を円滑に進めることができます。

Q9 組織的な見守りに取り組むためには、どのように進めたらよいですか？

まずは、自治会町内会として組織的な見守りに取り組むことを決めます。そして、自治会町内会の実情を踏まえて、見守りと防災を一体的に取り組める体制づくりについて、話し合いを進めましょう。

Q10 自治会町内会で見守りに取り組むための体制は、どのようなものがよいでしょう？

自治会町内会内に見守りの部会を置く方法は、会員から見て分かりやすい取組です。部会は、新しく設立してもよいですし、既存のものを活用しても差し支えありません。メンバーに民生委員・児童委員を加えると、見守りに関するアドバイスや情報共有がしやすくなりますので、ぜひ検討してみてください。

1年交代で役員が交代する自治会町内会などでは、継続した取組がしにくい場合もあります。見守りと防災の取組は、その性質上、継続した体制をとることが望ましいため、役員のほかに固定のメンバーを募るなどの工夫をするとよいでしょう。

その他、自治会町内会だけでなく、地区社会福祉協議会やボランティアグループなども含めて、見守りに取り組む実行委員会を設置する方法などもあります。

Q11 組織的な見守りは、どの程度の範囲で取り組めばよいですか？

自治会町内会の体制によって、見守りをする対象者の情報を集めて管理する範囲は異なります。ここでは、小さな範囲で取り組む場合、広い範囲で取り組む場合、それぞれのメリットなどを紹介します。重要なのは、無理なく続けていける範囲であることです。自治会町内会の実

情を踏まえて、検討することが重要です。

① 小さな範囲で取り組む方法

例えば、10軒～20軒程度の「班」や5～6軒程度の「ご近所」で見守り合うような取組の場合、顔見知りが情報を集めることが多くなるため、情報を提供する側の理解が得やすくなり、必要な情報が抜け落ちてしまうことも少なくなります。ただし、情報を集める主体が多く必要になるため、情報を集める側の合意が得にくくなる可能性は高くなります。

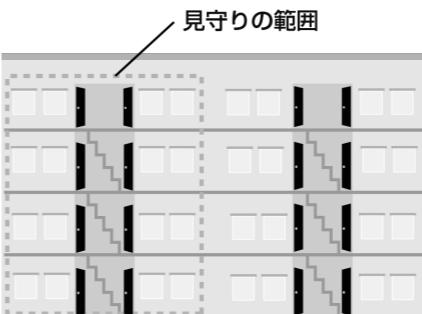
災害時においては、小回りが利く分、安否確認や避難支援がし易くなるメリットがありますが、留守の家が多い時間帯に発災した場合などには、人手が不足する可能性もあります。

② 広い範囲で取り組む方法

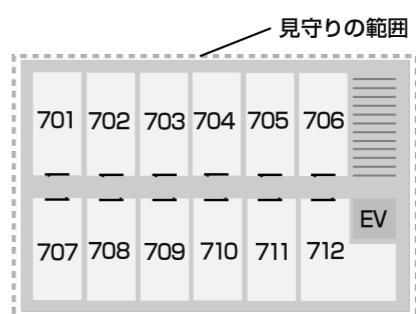
例えば、自治会町内会の役員など、一部のメンバーが全ての会員の情報を集めるような取組の場合、情報を集める主体が少人数で済むため、集める側の合意は得やすくなります。ただし、顔見知りでない人が情報を集めることが多くなるため、情報を提供する側の理解を得にくくなったり、必要な情報が抜け落ちてしまったりする可能性は高くなります。また、集める情報量が多い分、個人情報を取り扱う責任も重くなります。

災害時における安否確認や避難支援を円滑に進めるためには、一部の役員や民生委員・児童委員が持っている情報を共有する方法について、詳細に決めておく必要があります。

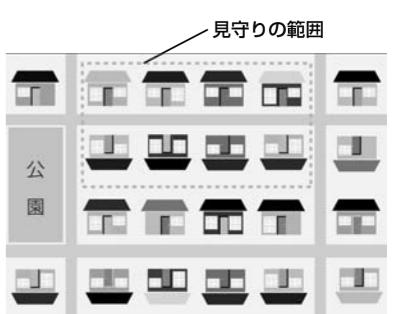
●団地の場合



●マンションの場合



●宅地の場合



Q12 見守りは民生委員・児童委員が担当なので、自治会町内会はやらなくてもよいのではないか？

民生委員・児童委員は見守りの担い手ではありますが、ひとりで多くの世帯を受け持つ人がいるなど、個人での活動には限界があるのも事実です。

一方で、防災は自治会町内会の大きな役目であり、見守りと防災を一体的に進める今回の取組については、民生委員・児童委員とともに主な担い手としての役割が期待されています。

必要な情報を多く保有している民生委員・児童委員と、地域における繋がりとマンパワーを発揮できる自治会町内会が協力し合うことで、よりよい取組に繋がります。

第3章 情報取扱編



ポイント

自治会町内会と民生委員・児童委員が協力し合って、見守りと防災に必要な情報を取り扱いましょう。情報は班単位に分けて管理します。班長と自治会町内会長が双方で保管すると、よりよい取組に繋がります。

Q13 見守りに必要な情報は、どのように収集したらよいですか？

会員に対して取組の説明をし、本人の意思で情報の提供を受けます。最初のうちは必要な情報が集まらないこともあるかもしれません、普段からの「顔の見える関係」づくりや見守りの中で、徐々に補完していくべきでしょう。

また、自治会町内会の活動だけでは集まりにくい情報、例えば、引きこもってしまっている人や、外出することが多くて会えない人、自治会町内会に加入していない人などの情報は、横浜市から民生委員・児童委員などに提供されている情報などを上手く活用して補完するとよいでしょう。

Q14 横浜市から民生委員・児童委員などに提供されている情報とは、どのようなものですか？

災害時に支援が必要となり得る方や、見守りの対象になる方の情報を中心に、住所や氏名などの情報が提供されています。

- ① 災害時に自力避難が困難と思われる高齢者、障害者等のうち、「民生委員・児童委員に情報提供すること」「民生委員・児童委員が個別訪問すること」に同意した人の名簿を、民生委員・児童委員に提供しています。
- ② 75歳以上のひとり暮らし高齢者の名簿を、横浜市個人情報保護審議会の了承を得て、民生委員・児童委員に提供しています。
- ③ 災害時に支援が必要となる人の名簿を、対象者からの拒否の意思表示がない限り、自治会町内会等地域の防災組織に提供することができるよう、その根拠となる条例の整備を進めています。(平成25年度中)

Q15 民生委員・児童委員には守秘義務がありますが、災害時に支援が必要な人などの情報を地域と共有できますか？

地域の協力を得ることが本人のために必要と判断した場合は、本人に了承を得た範囲で地域と情報共有することができます(34ページ「自治会町内会と民生委員による個人情報の取扱いについて」参照)。

民生委員・児童委員、一人ひとりによる災害時の活動には限界があります。民生委員・児童委員が保有している情報を地域で共有して災害時の活動につなげることは、本人の命を守ることに繋がることです。本人の了承を得ることを、積極的に検討してみてください。

なお、本人の了承は口頭でも差し支えありませんが、後々のトラブルを防ぐためには日時を記録しておくなどの工夫をすると良いでしょう。

自治会町内会と民生委員・児童委員が協力して災害時に支援が必要な人の把握に努め、災害時の対応を具体的に考えておくことが大切です。

Q16 個人情報を保護することは重要ですが、地域の中で情報共有する場合には、どのような注意が必要ですか？

本人の同意を得るなどのルールを守ることで、情報共有することができます(34ページ「自治会町内会と民生委員・児童委員による個人情報の取扱いについて」参照)。

民生委員・児童委員と異なり、自治会町内会には守秘義務はありませんが、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえた適切な取り扱いをしましょう。本人同意を得ることと併せて、情報管理のルールを明確にすることが大切です。



<情報管理のルール>

- ① 必要な個人情報は何か
- ② その情報を何の目的に使うのか
- ③ 情報を管理するのは誰か
- ④ 情報管理の場所と方法

Q17 本人の同意を得ていない情報は、災害時でも使えませんか？

「個人情報の保護に関する法律」では、本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を扱ってはならないとされていますが、例外規定として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(第16条第3項第2号)」という項目が設けられています。

したがって、災害時に安否確認をする必要がある場合など、人の生命の保護などに関わるときには、本人の同意を得ないでも個人情報を利用することができます。

Q18 集めた情報はどのような方法で管理したらよいですか？

平常時の保管や災害時における活用を考慮すると、個人別あるいは世帯別の情報を記載したカードの作成が望ましいでしょう。

この手引きでは、実際地域で活用されているいくつかのカードの例を掲載(40ページから44ページ)しておりますので、参考にしてみてください。

Q19 カードを作成したら、どのように収集・保管したらよいですか？

災害時の安否確認や避難誘導が効率的にできる範囲、例えば「班（10～20軒程度）」の単位にまとめて保管することが望ましいでしょう。

① 小さな範囲で取り組む場合

例えば、10軒～20軒程度の「班」で取り組む場合、班長がカードを収集し、班長の自宅で保管します。

同じカードをもう1枚作成し、本人の同意を得て自治会町内会長などがまとめて保管することができれば、災害時に人手が不足する場合などに支援できる人へ応援を依頼しやすくなるなど、よりよい取組に繋がります。

② 広い範囲で取り組む場合

例えば、自治会町内会全体で取り組む場合、自治会町内会長がカードを収集した上で、「班」の単位にまとめて自治会町内会長の自宅等で保管します。自治会町内会館など、不特定多数の人が利用するような場所に保管する場合は、鍵のかかる場所で管理する必要があります。

カードを2枚作成し、本人の同意を得て1枚を班長が保管することができれば、災害時の情報活用が効率的に進むなど、よりよい取組に繋がります。

Q20 情報はどの程度の頻度で更新する必要がありますか？

家族の状況やお身体の状態は、頻繁に変わるものです。最低でも毎年更新するなど、できる限り最新の情報であるように更新することが必要です。



Q11 参照

第4章 日頃の準備編



ポイント

災害時における安否確認や避難誘導の方法を、日頃からよく話し合って準備しておきましょう。自治会町内会や民生委員・児童委員だけでなく、ご近所同士や自らできることにも積極的に取り組みましょう。

Q21 日頃から、どのような準備をすればよいですか？

まずは、災害時の安否確認や避難誘導が効率的にできる範囲で、例えば「① いっとき避難場所に集まった人達で、まだ集ってない人の安否を確認する」「② 自宅が被害を受けた人達でまとまって、○○街道を通って地域防災拠点に避難する」というように、具体的な安否確認や避難誘導の方法を決めておきます。

Q19 参照

カードを作成している場合は、どこで誰が保管しているのかを「班」の中で共有しておくと、災害時に「安否確認すべき人は誰なのか」を把握しやすくなります。

また、Q5やQ6を参考に、「班」の中で「災害時に支援が必要となる人」を把握し、本人の要望を踏まえて「必要となる支援の内容」を話し合っておきます。さらに、普段から準備できるものがあれば、本人と地域が協力して確認したり、備えておくとよいでしょう。

Q22 民生委員・児童委員は、日頃からどのような準備をすればよいですか？

普段から、民生委員・児童委員が保有する「災害時に支援が必要となる人」「必要となる支援の内容」を地域と共有しておくと良いでしょう。本人に情報共有の了承を得られない場合でも、支援が必要な人数や必要な支援の内容、発災時の連絡方法、動き方などだけでも、自治会町内会なども交えて話し合っておくと、より効果的な活動に繋がります。

また、災害時に民生委員・児童委員が地域を離れていることも十分考えられるため、「災害時に支援が必要となる人」の名簿やカードは分かりやすいケースに入れて保管しておき、いざというときには、家族や知人などに電話などで依頼して、自治会町内会などに渡せるようにしておくとよいでしょう。

災害時に支援が必要な人の安否確認や避難誘導に必要な情報は、普段から地域で共有することで、迅速な活動に繋がります。本人の了承を得て、地域と情報共有することを積極的に検討してみてください。

Q23 災害時に支援が必要になる人や家族は、日頃からどのような準備をする必要がありますか？

日頃の生活に使うようなものは、できるだけ自ら備えておくようにしましょう。薬や道具には特有のものもあるので、普段から少し多めに確保してストックしておくなど、自ら準備しておくことが基本ですが、緊急避難時には持ち出せないことも十分に考えられます。お薬手帳や処方リストなどを持ち歩いたり、薬や主治医のメモなどを遠くの親戚にFAXしたりするなどして数ヶ所で管理するなどの工夫も必要です。

また、普段から地域の中で「顔の見える関係」であると、災害時における安否確認や避難誘導が円滑に進むことになります。ご近所の人と挨拶し合ったり、地域の行事やサロンにできるだけ顔を出したりすることを心がけてみましょう。



Q24 「まち歩き」や「マップづくり」もやりたいのですが…



「まち歩き」や「マップづくり」は、まず自分たちのまちを知るという意味で、自治会町内会等の町の防災組織の活動として重要な取組です。

まちの中で、災害時に危険となるもの、または専門人材や店舗など役立つ地域の資源や避難場所等の状況など、みんなで一緒にまちを点検し、地区の課題をみつけ、解決方法の検討につなげましょう。

「まち歩き」や「マップづくり」については、町の防災組織の活動として、区役所が支援していますので、地区支援チームに相談してみましょう。

Q25 区役所は、どのようなサポートをしてくれますか？

日頃の見守りや災害時の支援の体制、安否確認などを地域の特性に合わせどのように進めていくのがよいかについて、それぞれの自治会町内会の皆様と一緒に考えたり、情報提供をします。相談の窓口は地区支援チームが担い、必要に応じて福祉保健課、高齢・障害支援課、総務課などの関係課と連携して地域を支援します。

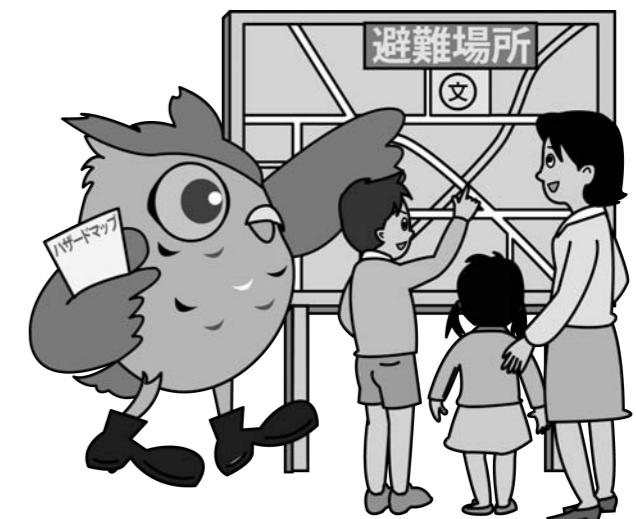
例えば

- どのようなプロセスやスケジュールで進めていくか
 - どのようなメンバーで取組をすすめたらよいか
 - 必要経費はどうするか
 - 今までに集めた情報の活用方法
 - 民生委員・児童委員との連携方法
 - 住民の個人情報カードにはどのような項目を盛り込んだらよいか
 - カードを共有するルールや保管場所
 - 支援の体制づくり
- などについて相談・アドバイスを行います。

Q26 災害時の支援の仕組みづくり以外の防災活動を進めたいのですが…

自治会町内会が行う防災活動には、災害時の支援の仕組みづくりの他、災害時の組織体制の検討や自治会町内会としての備蓄、「まち歩き」による「マップづくり」や初期消火訓練、避難訓練、図上訓練など、さまざまなものがあります。地域の状況にあわせ、何から始めるかも異なってきます。

区役所や消防署では、自治会町内会が実施する防災活動の支援を行っていますので、地区支援チームに相談してみましょう。



第5章 災害時の活動編



ポイント

ご近所同士で協力しあって安否確認や救助活動をしましょう。地域防災拠点に避難する必要がある場合も協力しましょう。自治会町内会は、地域住民の状況把握に努めましょう。

Q27 大震災などの災害時には、どのように行動すればよいですか？

ご近所同士で安否確認をしてください。班単位など確認をする範囲や方法を決め、世帯全員の情報をカードにまとめ、保管しておくと確実です（Q18参照）。

いっとき避難場所など、あらかじめ決めた集合場所に近隣の皆さんが無事に集まっているかどうか確認してください。近所の方の顔が見えなかったら、手分けして確認に行きましょう。行った先で救助や支援が必要な場合がありますから、できるだけ複数で確認に行くことが望ましいです。



Q28 安否確認に行き、家具の下敷きになって動けなくなったなど、救助が必要な人を発見した時はどうしたらよいですか？

救助が必要な人を発見した場合は、近隣住民で協力して、救出活動を行います。いっとき避難場所に集まった方々のうち動ける方で相談し、手分けして行動するとよいでしょう。

Q29 障害がある人や高齢者など、自力で集まれない人は、どうしたらよいですか？

近隣の皆さんが無事に集まっているかどうか確認した結果、顔が見えない人がいたら、手分けして自宅に行き、安否を確認しましょう。

安否確認の際は世帯員の情報に併せ、「支援の要否」「必要となる支援の内容」も把握し整理しておくと災害時にスムーズに行動できます。

自宅が倒壊したなど、避難が必要な方がいらっしゃった場合は人手や手段を確保し、地域防災拠点に避難誘導します。

自宅が安全な方は自宅で過ごします。

Q30 安否確認や救助活動の後はどのように行動すればよいですか？

ご自宅に居住可能な方は、安全を確認したうえで、自宅に戻ってください。大きな揺れが収まったのちも、余震が続いたり、火災が発生する場合があります。ラジオなどの情報に注意し、非常持ち出し品を身近においてください。

倒壊などにより自宅に住めない状況になった方は地域防災拠点に避難します。避難する方は、あらかじめ確認した安全なルートを使い、介助が必要な方をサポートするなど、お互い協力し合って行動してください。

自治会町内会は、地域住民のだれが自宅に戻り、誰がどこに避難したのか、けが人の有無など、地域住民の状況把握に努めてください。

Q31 民生委員・児童委員は、災害時にどのような行動をすればよいですか？

民生委員・児童委員が把握している「災害時に支援が必要となる人」について、近隣住民に情報提供をして、安否確認や避難誘導への協力を依頼します。

把握している人数が多い、複数の自治会町内会を担当している、などの場合は自治会町内会に協力を依頼します。

あらかじめ当事者の了解を得たうえで、民生委員・児童委員が保有している「支援の要否」「必要となる支援の内容」を自治会町内会と共有し、自治会町内会の保有する会員の情報とすりあわせておくと、災害時に迅速に対応できるとともに、日頃の見守りでの連携も進みます。

Q32 障害のある人には、災害時にどのような配慮が必要ですか？

障害のある人は、自分の気持ちや状況をうまく伝えられなかったり、必要な情報を集められなかったりすることがあります。安否確認や避難が円滑に進むように、「ゆっくり」「やさしく」支援してください。

- ① 困っていることをうまく伝えられない人には、具体的にゆっくりと、伝わっているか確かめながら話してください。
- ② 表示が見えない人や音が聞こえない人、文字やことばがわからない人には、実物を示しながら聞いてみてください。また、大切な情報を伝えるときは、文字と絵、ことばの3つの方法を用意してください。
- ③ その場の様子から判断することが苦手な人（みんなが逃げているから自分も逃げるなど）には、手を引いて一緒に逃げるなど、具体的な行動を示してあげてください。
- ④ 狹い通路や入り組んだ通路、段差により進行を妨げられてしまう人や、歩行が不安定で転倒しやすい人には、誘導や介助が必要かどうか、声をかけてみてください。また、必要に応じて、通路を確保してあげてください。
- ⑤ 状況の判断がつかず大きな不安を抱いたり、パニックを起こしたりしやすくなる人もいます。気持ちを落ち着かせるための行動かもしれませんので、しばらくの間見守ってください。必要に応じて、静かで安全な場所に移動し、落ち着くまで見守ってください。

第6章 その他

Q33 まちの防災知恵袋事業では、横浜市と協定を締結しましたが、今回は締結しないのですか？

まちの防災知恵袋では、管理者、保管場所などが定められた方法に沿って行われていることを示すため、協定を締結していました。

その後、開始から8年が経過し、さまざまな工夫が生まれ、独自の取組が広がってきたため、様々なやり方を共有し、一番やりやすい方法を地域で工夫できるよう、この手引書を作ることになりました。このため、今後は協定に基づくものではなく、自治会町内会の取組として進め、区役所はそれをサポートしていきます。

また、横浜市では、災害時に支援が必要な人のうち、拒否の意思表示をした方を除く人すべてについて、行政が保有する個人情報を地域の防災組織に提供するため、条例整備を進めており、提供を受ける際、地域団体と市が協定を締結することを求めていました。今後、災害時に支援が必要な方の個人情報に関する地域との協定は、この条例によるものに一本化する予定です。

Q34 すでに結んだ協定はどうなるのですか？

どちらかが破棄しない限り継続しています。今後、条例に基づく協定の詳細が明らかになった段階で、今までに締結した協定の扱いについてお示しする予定です。

Q35 まちの防災知恵袋の取組で集め地域防災拠点に保管してある支えあいカード等の個人情報を新しい取組に活かすことができますか？

まちの防災知恵袋で集めた情報は災害時活用する等一定の制約があります。そのため、日頃の見守りの観点からも活用することについて同意を取り直すことにより活用することができます。

Q36 自助・共助や訓練のことなど、防災全般の取組を教えてください

今回は、日頃の見守りと災害時の支援を連動させて地域で取り組む際の手引を簡潔にわかりやすくまとめるという視点で作成したため、防災全般についてはあまりページを割いていません。

一方、市の発行物や区のマップなど、防災についてトータルにまとめた資料を発行していますので、お問い合わせください。

Q37 特別避難場所について教えてください

特別避難場所は、地域防災拠点での避難生活に適応できない在宅要援護者のための二次的避難場所です。

災害時にご自宅が被災され、地域防災拠点での避難生活を余儀なくされる方の中には、高齢者や障害者など、体育館での集団生活に適応できない方もいます。災害時には、瀬谷区役所と予め協定を結んだ施設を「特別避難場所」として開設し、地域防災拠点で避難している方より必要とされる方から受け入れます。

Q38 コミュニケーションボードについて教えてください

コミュニケーションボードは言葉によるコミュニケーションが苦手な知的障害のある人や外国人などと、周囲の人たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものひとつです。

文字や言葉で意思を伝えることが難しくても、ボードの絵を指差して意思を伝えることができる人もいます。

地域防災拠点などに設置してありますので、日本の話し言葉によるコミュニケーションが難しい場合などに、活用してください。



Q39 「黄色と緑色のバンダナ」の役割について教えてください

避難場所で、支援を必要としている方を温かい目でみていただくため、または何らかのお手伝いができる方がすぐに分かるようにつけていただくバンダナです。

高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国の方等で支援を必要としている方は黄色のバンダナ、自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員、手話ができる方等、何らかのお手伝いができる方は緑色のバンダナをつけていただくというものです。

自宅にある黄色や緑色のハンカチでも代用ができます。



〈黄色〉 支援が必要な方

〈緑色〉 支援ができる方

事例紹介

平成24年9月から12月にかけて「減災新聞まち・ひと備える」(出典 神奈川新聞)に掲載された自治会町内会、各種関係団体の取組をご紹介します。

● 揭載順

- I 瀬谷第二地区連合自治会 「要介護者支援に注力」
 - II 南台さくら会 「班ごとに見守り担当」
 - III 谷戸自治会 「組ごとに避難場所」
 - IV 瀬谷第四地区連合自治会 「カードに世帯情報」
 - V 細谷戸連合町内会 「地域の見守りを徹底」
 - VI 日向山小防災拠点運営委員会 「閉校から再出発へ」
 - VII 宮沢地区民児協 「中高生を支援役に」
 - VIII せや福祉ホーム 「要援護者支援を探る」
 - IX 障害児親の会 「ほっぺ」「訓練への意欲高く」
 - X 地域の見守り・防災体制等検討委員会 1 「具体化へ手引まとめ」
 - XI 地域の見守り・防災体制等検討委員会 2 「支援情報、地域で共有」



要援護者支援に注力



昨年度は災害時などの要援護支援の対象者を把握するための「ふれあいカード」(情報カード)を作成。申請された個人情報を民生委員と単位自治会が共有する態勢をつ

横浜市瀬谷区の瀬谷第一地区連合自治会（網代宗四郎会長）は昨年7月、同地区社会福祉協議会と「高齢者・障害者の防災と福祉の実行委員会」を設立。民生委員児童委員協議会などの団体とともに、75歳以上の一人暮らしの高齢者と障害者の見守り支援と防災面を支える活動に取り組んでいた。

併せて、申請を行つたとしている。

「1、2年で完璧な態勢ができるとは思つていません」と網代会長。日常生活で見守りと防災との連携をテーマとした研修会を開いて、「課題の共有と啓発に努めたい」と話している。



横浜市瀬谷区①瀬谷第一地区連合自治会



「組」ごとに避難場所

横浜市瀬谷区南瀬谷地区にある市営南台ハイツの南台さくら会（林茂会長）は、階段でつながっている9～10世帯ごとに一つの班を編成。それぞれの班の中から、障害者や一人暮らしの高齢者高齢者夫婦の世帯を災害時などに支援する「専任の見守り担当」を決めている。

要援護者の把握は、入居当初から自治会が蓄積してきた「世帯構成名簿」のデータを活用。相性も

考慮した上で、比較的若い世代の住民を見守り担当を選んでいる。転出入が変更となる場合は要援護者と顔合わせを行つてから引き継ぐ。

高齢化率は確実に上がる」と居住者の現状を説明する林会長。「一人暮らしの高齢者の共同生活や上階での住み替えの可能性の模索、民生委員やホームヘルパーとの連携による支援の在り方などについての検討が求められている」と今後の課題を挙げた。

安否確認に巡回する訓練を定期的に実施している

班ごとに見守り担当

横浜市瀬谷区②

桜痴の歌

横浜市瀬谷区③

谷戸自治会

横浜市瀬谷区阿久和北部地区の谷戸自治会（高橋秀信会長）は、顔の見

て「おこなり場」への避難状況を把握。手助けが必要な人や避難していくな

組みにしている。

横浜市瀬谷

3

谷戸自治会

横浜市瀬谷区⑩ 見守り・防災検討委

横浜市瀬谷区は今年5月、地区連合自治会や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域防災拠点などの代表者〔写真〕による「地域の見守り・防災体制等検討委員会」を設置。さまざまな形で取り組まれている地域の見守り活動を災害時の助け合いや要援護者の避難支援につなげようと、効果的な手法を検討している。

検討委はこれまでに6回開き、「見守り活動の主体は住民一人一人」との基本的な考え方を確認。さらに「単位自治会町内会と民生委員・児童委員との連携や協力が大切。これを連合自治会町内会と社会福祉協議会が支え、地域の見守り活動の範囲は取り組みやすい実効性のある単位で行う」「災害発生時に誰もが支援を必要とする状況になりうることを留意する」などと議論を重ねてきた。

横浜市瀬谷区⑪ 見守り・防災検討委

横浜市瀬谷区の「地域の見守り・防災体制等検討委員会」〔写真〕は、本年度中には、個人情報の収集と共に、顔の見える関係づくり、地域の実情に応じた取り組みなどについて具体的な手引書をまとめた予定。現在その内容をチェックしている。

要援護者支援を探る



横浜市瀬谷区③ せや福祉ホーム

要援護者の視点から、災害時の助け合いや避難支援のあり方を模索している。津田所長は「避難所では地域の皆さんのが温かく接してくれる」と前置きした上で、障害者が訓練に参加しやすい環境づくりの必要性を強調。「障害の特性に合わせた避難スペースの確保などハーフドリルは高いが、運営委員会に参加させてもらっている。2年前から職員と施設の参加者数人が地元の市立相沢小学校地域防災拠点で実施される避難所訓練に参加。要援護者の避難生活にどのような課題写真。

があるかを探っている。とで、皆さんと一緒に課題解決に向けた具体策を見いだしていきたい」さらに、「障害者も自ら地元の防災訓練に参加するなど頑つなぎの努力が重要」とも。「家族を含めて地域活動に参加できる人から徐々に取り組んでもらえば」と期待している。

横浜市瀬谷区⑨ 障害児親の会「ほつペー

横浜市瀬谷区の障害児親の会「ほつペー」が会員向けに行つた防災に関するアンケートによると、保護者の約8割が「地域の防災訓練に参加したい」と思つてゐる一方で、実際に経験があるのは3割程度にとどまつてゐた。参加に至らない主な理由は、障害児を連れていくことに不安を抱いていたためだと分かった。

そこで同会は、保護者の不安を取り除き、訓練に加わりやすい環境づくりを進めていくべく、今

訓練への意欲高く



具体化へ手引まとめ



支援情報、地域で共有



横浜市瀬谷区の自治会町内会は、要援護者の支援のほど取り組むケースも想定される。検討委は「確かに、倒壊した家屋から負傷者の救出や救護など取り組む関係を深めておくこと」で、安否確認やさまざまな支援活動をスムーズに進めることができる」と説いている。

横浜市瀬谷区の「地域の見守り・防災体制等検討委員会」〔写真〕は、災害の規模によっては、要援護者の支援のほど取り組むことが可能となる。このように、地域の見守り活動により活動の範囲は取り組みやすい実効性のある単位で行う。災害発生時に誰もが支援を必要とする状況になりうることを留意するなどと議論を重ねてきた。

参考資料

自治会町内会と民生委員・児童委員による個人情報の取扱いについて

1 個人情報の保護に関する法律の適用範囲

義務規定の対象となるのは、5,000人を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者（法第2条第3項、施行令第2条）。

POINT 1 ほとんどの自治会町内会は個人情報保護法の対象外

事業活動として利用する個人情報が5,000人を超えない場合は、法の規制の対象外となります。

2 自治会町内会で個人情報を取り扱う場合の注意点

（市民生活における個人情報保護Q&A Q5、Q7、地域活動者のための個人情報の手引き3つのポイント）

POINT 2 規制の対象外でも個人情報保護法の趣旨を踏まえた適切な取扱いを

- (1) 利用目的を特定させる（参考：個人情報保護法第15条関係）
- (2) 目的を超えて情報を取り扱うことはしない（参考：個人情報保護法第16条関係）
- (3) 利用目的を本人に伝える（参考：個人情報保護法第18条関係）
- (4) 本人同意を得ずに情報を第三者に提供しない（参考：個人情報保護法第23条）
- (5) 利用方法のルールを明確にする

3 横浜市個人情報保護条例の適用範囲

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報の本人開示等の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適性かつ公正な運営を図ることを目的とする（条例第1条）。

POINT 3 原則として自治会町内会や民生委員・児童委員は条例の対象外

自治会町内会の会員や民生委員・児童委員は市職員ではないため、「実施機関」としての責務を負うことはありません。

4 民生委員・児童委員の守秘義務と自治会町内会との情報共有

個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない（民生委員法第15条）。

POINT 4 本人同意を得れば、個人情報を自治会町内会に提供することができる

民生委員・児童委員には守秘義務があります。ただし、民生委員・児童委員として支援している人の利益になると判断した場合に、本人に了承を得た上で、「災害時要援護者」や「ひとり暮らし高齢者」の個人情報について、自治会町内会に提供することができます（民生委員・児童委員、主任児童委員活動ガイドラインQ3）。

〈参照〉

- 個人情報の保護に関する法律
- 個人情報の保護に関する法律施行令
- 横浜市個人情報の保護に関する条例
- 市民生活における個人情報保護Q&A（横浜市個人情報保護審議会）
- 地域活動者のための個人情報の手引き（横浜市社会福祉協議会・横浜市健康福祉局）
- 民生委員・児童委員、主任児童委員活動ガイドライン（横浜市健康福祉局地域支援課）



よこはま地震防災市民憲章

～私たちの命は私たちで守る～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。私たち横浜市民はそれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうかと。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成25年3月11日制定



よこはま地震防災市民憲章【行動指針】

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人の連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

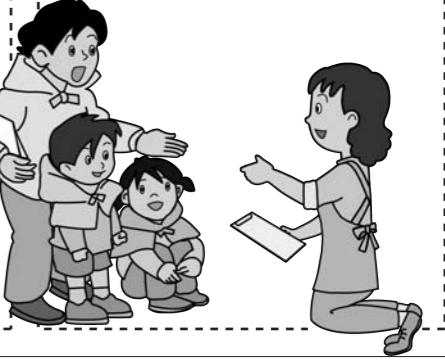
(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

ご存知ですか？地域の見守り活動例

交 流	<p>【ウォーキング・グループ、サークル】 ウォーキングを通じ、健康づくりや仲間づくりなどを楽しむサークルやグループ</p> <p>【老人クラブ】 地域の高齢者による健康づくりや生きがいづくりのための活動</p>	<p>【地域サロン】 誰でも参加できる交流の場（お茶のみサロンなど）</p> <p>【ふれあい食事会】 ひとり暮らしの高齢者の方などを対象とした食事会</p>	<p>【子育てサロン】 未就学の子どもとその親が集まり、仲間づくりや情報交換ができる場</p>		
訪 問	<p>蛍光灯の交換をお願いしたよ。本当に助かったよ。</p> 	<p>【支えあい活動（グループ）】 高齢者や障害のある方のゴミ出しや庭木の手入れなど、家事のお手伝いをお願いできる活動グループ ※区全域で活動するグループと地区限定のグループがあります。</p>	<p>【配食サービス（グループ）】 外出することが難しい高齢者を対象に、週1回程度、お弁当を届ける活動グループ</p> 	<p>【民生委員・児童委員】 悩み事や心配事の相談から、地域活動、専門機関の紹介や情報提供まで…心強い地域の相談役</p> <p>【主任児童委員】 ちょっとした子育ての相談から子どもの成長とともに見守る活動まで…子育てを応援する心強い地域の相談役</p> <p>まずは声をかけてください。 お家に訪問することもできます。</p> 	<p>【子育てサポートシステム】 「子育てのお手伝いを希望する人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員として登録し、会員間で子育ての援助活動をするシステム</p> 
相 談	<p>身近に相談ができる人がいると、安心ですよね！</p> 	<p>【子育て支援者による相談】 子育ての知恵袋を持った子育ての先輩ママが、悩んでいることを一緒に考える相談の場</p> 			

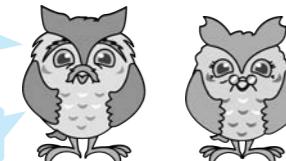
※点線囲みの活動：主に子育て支援の活動を意味しています。 注意：お住まいの地区により、名称・活動内容が異なることや利用が難しい場合もあります。

●誰でも、いつでも、負担なくできる「さりげない見守り」3つのポイント

ポイント1 日常の「あいさつ」「声かけ」

「あいさつ」「声かけ」は「気にかけていますよ」というサインです。

こんにちは



お元気ですか

ポイント2 ちいさな「気づき」

お隣の「このはさん」最近、元気がないなあ。ひょっとしたら、体調が悪かったり、悩み事があるかもしれないなあ…。



このようなことはありませんか？

- 最近元気がない。様子がなんとなくおかしい。
 - 最近姿をみかけない。
 - 新聞や郵便物がたまっている。
 - 洗濯物が干しちゃなしになっている。
 - 日中でも雨戸が閉まりっぱなし、あるいは夜になっても閉まらない。
 - 庭や家屋の手入れがされなくなった。
 - いつも子どもの泣き声や親の怒鳴り声が聞える。
- など

ポイント3 連絡・相談

「ちいさな気づき」をそのままにせず、連絡や相談へつなげましょう！



民生委員・児童委員
…などなど、対応可能な方につなげるのも見守りの一つです。

地域で使われているカード

災害発生時に一人で避難が難しい方や救出・避難誘導が必要とされる方々を、あらかじめ把握しておくために使われている「カード」をご紹介します。

1 濑谷区防災支えあいカード

瀬谷区防災支えあいカード					
自治会整理欄					
○○ 自治会会长 様					
私は、「防災支えあいカードの趣旨(目的)に同意し、自治会が、下記の個人情報を災害時に活用することを、世帯を 代表して承諾します。					
(同意署名欄)					
平成 年 月 日	区 班 氏名				
【住所】 濑谷区					
【電話番号】 045 ()					
I 家族構成					
同居家族氏名	性別	年齢	同居家族氏名	性別	年齢
1	男・女	4	男・女		
2	男・女	5	男・女		
3	男・女	6	男・女		
II 災害時支援を希望する要援護者がいる場合は以下1~3を記入して下さい					
1. 災害時、支援が必要な人(同居家族又は本人)					
対象者氏名	年齢	身体の状況など	避難勧告等の情報連絡方法		
			戸別訪問 : 電話		
			【FAX】 045 ()		
			【携帯電話・メール】		
			戸別訪問 : 電話		
			【FAX】 045 ()		
			【携帯電話・メール】		
2. 災害時、緊急な連絡をして欲しい人(親族等)					
連絡先氏名	関係	住所又は勤務先	電話番号		
3. 災害時、手助けしてくれるご近所の人					
ご近所の氏名	区・班	関係	電話番号	親しくしているご近所の方を記入して下さい。又どの様な支援が必要か等充分に話し合い、記載する事に対し了解を得てください。	
*			045 ()		
*			045 ()		
III 同居家族で災害時資格・特技・機材等が提供できる方は記入してください					
氏名	資格・特技等		提供できる機材等		

2 会員カード

○○自治会 「会員カード」			
整理番号___ ブロック___ 班			
○○自治会	会長	○○様	(様式 1)
私は、「会員カード」の趣旨に同意し、○○自治会が下記の個人情報を災害時及び緊急時に活用することを世帯を代表して承諾します。			
(同意署名欄)			
平成 年 月 日	氏名		
〔住 所〕		(建物名)	
瀬谷区 町 番地	()		
〔電 話〕 045 ()	携帯電話		
①家族名簿			
(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月	・災害時に支援を希望される方は要援護を○で囲んで下さい。但し、具体的な内容の記載は任意です。 ・携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号をご記入ください。
1	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
2	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
3	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
4	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
5	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
6	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
7	男・女 大昭平	年 月 生	要援護 携帯電話
②緊急時、ご親族及びご友人等の連絡先			
ご関係	ご連絡先(住所、勤務先等)		電 話
1	(昼間)		
	(夜間)		
2	(昼間)		
	(夜間)		
3	(昼間)		
	(夜間)		
③災害時に労力や資材が提供できる方は記入してください。			
氏 名	資 格	資 材	

3 要援護者聞き取り票(民生委員用)

部外秘		要援護者聞き取り票(民生委員用)					
				整理番号			
ふりがな		生年月日・性別		(男・女)			
要援護者氏名							
災害時に避難支援・緊急援護を必要とする方の状態 <高齢要介護者(要介護)・ひとり暮らし高齢者・障害者(障害程度区分)・視覚障害・聴覚障害・難病患者・その他()>							
住所			TEL/FAX				
家族構成・同居の状況等							
緊急時の家族・知人等の連絡先							
ふりがな	関係()	住所	TEL等	自宅	—	—	
氏名				勤務先	—	—	
ふりがな	関係()	住所	TEL等	携帯	—	—	
氏名							
避難勧告の伝達等を含め避難支援をしてくださる方はいますか。 いる・いない							
ふりがな	関係()	住所	TEL等	自宅	—	—	
氏名				勤務先	—	—	
ふりがな	関係()	住所	TEL等	携帯	—	—	
氏名							
災害が発生した時、どのような支援が必要ですか。 避難勧告等の伝達・避難所までの同行 避難援護(具体的に: その他())							
避難に際し、心配なことはありますか。 移動困難(寝たきり・車椅子移動・杖歩行・その他: その他())							
日ごろの防災対策について、相談したいことはありますか。 ある・なし							
【特記事項】							
*施設に入居している場合には、入居先を記入してください。(施設名:)							
【要援護者聞き取り票の趣旨】 災害発生時に、要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が地域の助け合いのもとに、円滑に進むように、民生委員があらかじめ把握するものです。 聞き取り票の情報は災害発生時に、必要に応じて救援支援活動に利用します。							
*自治会町内会が「まちの防災知恵袋」に取り組んでいる場合には、「防災支えあいカード」の提出を勧奨しましょう。							

4 おとなり場カード

災害時安否確認カード「おとなり場カード」について								
災害時に避難や安否確認がスムースに行われるためには、近隣の助け合いが最も重要なことは近年の震災現場で実証済です。								
壊れた家から救い出しをしたのは消防や救援隊ではない近隣住民、避難困難な人の安否を確認し避難させたのも近隣住民。いざとなった時、近隣の助け合いが如何に大切かを改めて感じさせられます。								
谷戸自治会では、全ての会員の皆さんが無事に避難できますようにと、自治会単位ではなく、一番身近な単位である「組」毎の避難活動を実践することにしました。								
先ず組毎に身近で安全な避難場所(駐車場、お墓、公園、畑、空き地等々)を決めそこを「おとなり場」とします。組の会員の中から「おとなり場リーダー」を決めます。この「おとなり場リーダー」が別紙の「おとなり場カード」等を保管し、カードに基づき組内の会員の安否確認等をします。手助けが必要な人や避難していない人をいち早く把握し、皆で助けることが出来ます。このカードは、日頃の見守り合いにも必要となります。ご協力下さい。								
月日のリーダー会議に提出頂きます。リーダーさんが取りに伺いますのでご記入下さいます様お願い致します。								
おとなり場カード								
このカードは、地震・火事などの災害が発生した時に、皆さんの状況を確認し、救助のために使用するものです。								
おとなり場リーダー ○○ ○○ おとなり場 ○○マンション駐車場 ○ブロック ○組 自宅以外の連絡先電話番号 000-000-0000								
在住者名	在宅の状況 (在宅=○ 不在=×)				幼児	65歳以上	避難時に手助けが必要な人	災害時の状況
	平日 昼間	平日 夜間	休日 昼間	休日 夜間				

1. カードは住居毎に作成します。従って2世帯が同居している場合も全員を1枚のカードに記載します。
2. 「在宅の状況」は通常、主としている状況を基準にします。
3. 「災害時の状況」には何も書かないで下さい。
4. 記載の内容に変更があった場合は、新たに作成しおとなり場リーダーに提出して下さい。
5. このカードは2枚作成し、1枚は自治会に、1枚はおとなり場リーダーに提出。
毎年新たに提出してください。

5 世帯構成名簿

世帯構成名簿 ○○会				
世帯主氏名	住 所	電 話		
		自宅		
		携帯		

緊急時連絡先(出来れば複数の場所を記入して下さい)

	氏 名	続柄	住 所	電 話
1				
2				
3				

家族の状況

	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業・学年	趣味・特技
1							
2							
3							
4							
5							

家族の中で介助や介護の必要な方がおられましたら、ご記入下さい。(記入は任意です)

	氏 名	歩行状況	介護保険	障害の状況
1		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護()・要支援()	級
2		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護()・要支援()	級
3		杖歩行・介助必要・歩行不可	要介護()・要支援()	級

※当てはまる所を○で囲む、及び記入をお願い致します

その他、町内会にご要望やご相談等がありましたら、ご記入下さい。

瀬谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会

委 員 (敬称略)

瀬谷第二地区連合自治会長	綱代 宗四郎
瀬谷第四地区連合自治会長	小野 栄一
瀬谷区民生委員児童委員協議会会长	福田 愛一郎
瀬谷区民生委員児童委員協議会副会長	清水 靖枝
南瀬谷地区社会福祉協議会会长	林 茂
旧日向山小学校地域防災拠点運営委員会委員長	後藤 徹也
障害者地域活動ホーム せや福祉ホーム施設長	津田 秀幸
市立原小学校 校長	平川 一博
副区長	小室 徹
福祉保健センター担当部長	井原 周二

アドバイザー

(株)地域計画研究所 代表取締役	内海 宏
------------------	------

